

(1) 長尾村の年中行事

139 天保年間 長尾村山根家年中行事書上

吉礼式

文政七甲申年極月廿七日之式

- 一 御年神様 竹店長尾尺九寸  
御竹数は幾本成とも、半目数を用るなり
- 一 御物前様 竹店長尾尺三寸  
御竹数半目を用ゆ
- 一 御荒神様 竹店長九寸余  
御竹半目を用ゆ
- 一 御恵美寿・大黒様 竹店長九寸余半目  
是ハ御店両神兼也ツ也
- 一 御かざりハ、上古之礼を専兵衛正武相替へ、惣かざりを今ハ仲仕切之間計り致し候、七五三とかざりをなひ始るなり
- 一 御かざり致候上、松葉・松木等竹迄も火にたくべからず、右御かざり相下ケ候迄、何事も相慎可申事
- 一 元日早朝に起て、先大戸開き、年神様被鳴以候ニ付、高声・高足のをと、鼻らた、悪口・けんん口論、惣て物静にして、不吉事不申候様相慎可申事
- 一 元日にハ早朝に起て大戸を開き、若水を手筋に沢山くみ、手水を遣ひ、御神の仕度、大根・芋・味噌・塩相加へ、蘇木にて火をたき、御上へ奉り上なり、是ハそと松へ上ケ、是より御年神様へ上ケ、御物前様・太神宮様・荒神様、是より御恵美寿様・大黒様へ上ルなり、御先祖様あとにてあげ、神様へ先へあげ奉るなり
- 一 元日にハ御年神様・太神宮様・御物前様・荒神様・大黒様、次々いろいろ迄まつ香・塩花にて相きよめ申候て、火をたき附可申事
- 一 すくはき十二月十三日、たんごの味噌吸物、大根、いも等入れ、朝たべる也
- 一 山打敷武校、みきの口等、其外色々市にて買もとめ来り候  
但シ白木を用ゆる也
- 一 松かざり、庭三貢と、うら庭式貢となり、其外蔵・物置・下屋迄かと松相立候
- 一 御年神様男松、内神は不残男松を相用ゆ
- 一 御年神様御店、竹店東向定店なり
- 一 御物前様、台所柱西向竹店也
- 一 荒神様、竹店也ツ  
大黒様  
恵美寿様 御店兼也ツ
- 一 蘇三抱、元日・二日・三日ニ朝御神御膳仕度たき
- 一 御備・御神酒、大晦日に年神様其外諸神へ不残上る也
- 一 山打敷武校 御年神様御備台、武校ハ御物前様の御備台なり
- 一 かつの木御箸 十二膳  
但シ閏月ニは拾三膳を相用ゆ

\* 交際年  
(二三四)  
\* 年神  
五年中  
女神

送茶神  
かまどの神

若水  
正月にむ  
水

- 一 御神ぼく御年神様、表赤にして三色
- 一 同荒神様、表青三色也
- 一 同三五荒神様、白三本相用
- 一 御年越の新物、豆から・なすから相用ゆ
- 一 豆からのきへいわしの首五ツさし、やきかどし五ツの門口へ差、井ニひら木の枝相添差なり
- 一 豆まき、あきの方よりまき初め、大戸口・家内、此三ツは福ハ内、鬼門の方へは鬼ハそと、太神宮様へハ福ハ内、五手にまくなり、荒神様へ三手、福ハ内三度まくなり、部屋の方へ三手、福ハ内と三べん静まくなり
- 一 正月元日、早起き水を遣ひ、先火を打たき附、豆がら萩をもやし、御神の御膳仕度、いも・大根・味噌・塩入れにて、外の松へ上ケ、蔵屋・表裏の松計り上る、是より御年神様・御物前様・太神宮様・荒神様・恵美寿・大黒様、とこの間の神様へ上ケ、是より御先祖様へあけるなり、三元日之内ハ、仏様の事昔衆殿と申、仏と、不申候
- 一 御年神様御店下を、塩・まつ香にて清め、次にいろいろ・釜屋迄、しを花・まつ香にて清よめるなり
- 一 元日の晩にハ御膳をたき、表裏・蔵屋の松へ御膳をあけ、是より御年神様・御物前様・太神宮様・荒神様・恵美寿・大黒様へ差上、其外とこの間の神様差上、是より御先祖様へ上る也
- 一 元日の朝御燈明、御年神様・太神宮様・荒神様・大黒様・恵美寿様へ差上ケ、とこの間、御先祖差上候、近来ハ父新左衛門代ニ相成、元日之夜御燈明御年神様・荒神様・大黒・恵美寿・太神宮様・諸神・御先祖迄差上ケ候
- 一 二日、朝夜御燈明差上候事、右同断
- 一 三日、朝夜御燈明差上候事、右同断
- 一 四日、御店さかし、神様御下り物をたべ候、いれめしと申祝ひける
- 一 御かざりハ外より相下ケ、御年神様・御物前様・太神宮様・荒神様・大黒様・恵美寿様次第ニ相下ケ候事
- 一 六日年越、十四日年越、諸神へ御燈明差上、新ハ豆から・なすからをたき可申事
- 一 正月元日ハ、ほうきをつかわず
- 一 正月二日ハ、松枝にてはき初め、掃除相致し候
- 一 正月元日・二日・三日、御神様へ御くわんを差上仕舞不申候内ハ、年男相手人計りにて、女人ハをこし不申候
- 一 松かざり之内ハ、惣て口論・悪口・鼻らた、万事不吉之事相慎可申事先礼也、小供迄皆聞置事也
- 一 正月十四日、柿木をたき申候
- 一 ほうそら神様の御店、かつの木にて長五寸と相定、御木ニ致し相用ゆ、是ハ年中祭り置候、年暮相改御神ぼく取替へ申候、此義ハ尊十郎四男森太郎ほうそらかろく相致候様心願にて、かろく致し候間、御礼として以来定店に致し、ほうそら神様を永々御宿仕候、天保七甲正月吉日相始相候、是ハ森太郎ほうそるかろく致し候年より、右ほうそら様御宿定店と相定め候  
天保十二年正月廿一日  
但シかつの木長サかねにて五寸なり、寸方ハ内ばより

\* 正月大正月  
十五、小正月  
七日、正月

\* 本位年  
(二八三六年)

- 一 十一日ハ歳閉き、御備割祝候
- 一 十四日に餅をつき、まい玉こしらへ、内神々様へ奉  
上候、十一面観音様へもあけ候
- 一 十四日にハ、庭とこの木を切、まるき諸神様へ上る  
なり、又竹にわとこの木を切、竹にさして、こ屋類  
積置候処へ相立申候
- 一 十五日にハ、あつきかゆのなかへ切餅いれ、祝ひ申  
候
- 一 十六日夜 からか神へ御燈明上る也
- 一 正月十五日ハ月初メなれハ、内神様へ御燈明差上候
- 一 正月三元日・十五日・十六日、外月にて五節句祝  
ひ之節、井戸神・からか神へせん香差上申候
- 一 正月廿日、御備割祝ひ相休申候
- 一 正月十四日も御備割、是ハわざと御備やきて祝ひ申  
候
- 一 二月次郎朝日と申、朝御備をにてぞらにを致、相休  
申候
- 一 正月五日ハ権現様御祭礼、弓を相用ゆ、是ハ五才位  
幼少之男子、旧家之内にて弓祝相致し来り候、且又弓  
を射る者定置申候 谷 長右衛門  
耕地権右衛門
- 一 正月七日、赤城神社祭礼弓射之礼、弓射ハ権現様  
の如し、弓の扱ハ幼少男子、村役人立合、別当御法案有  
之祝礼相用ゆ
- 一 正月家礼之儀ハ、祖父拿兵衛より由聞置候通り書知  
し置、無相違相用ひ申候、諸事先例之通り相致候事共  
書留置申候 山根喜十郎徳志控置
- 一 正月七日の朝四ツ時前、火難除に屋根へ水を廻し置  
候事、近來大久保様御老中御勤被成候節承り、火難除  
之事大節故、水を家根へ龍越にてあけ廻し置申候、是  
ハ年々正月七日四ツ時前に相用ゆる也
- 正月廿日時分参る
- 一 万歳 白米壹升  
尾州地<sup>(尾多)</sup>他郡大高村 林長太夫
- 一 正月年頭  
白米貳升 妙楽寺
- 一 同 壹升五合 等寛院
- 一 同 壹升 観音堂
- 一 同 壹升 東泉寺
- 一 同 銭 千手堂
- 一 同 地蔵堂
- 一 同 十玉堂
- 一 十一面観音様 正月御備上ケ奉る
- 平村權林
- 一 弁天様 正月御備上ル、是ハ喜十郎世話致シ置候、  
智光尼江戸四ツ谷妙法院方より持来、安置致し候、
- 二月
- 一 稻荷祭り 初午  
甘酒・だんご・むきみ・とぶよ・御神酒等也
- 一 二月村初寅祭り 廿四文出し
- 一 正月餅五ツ切并米 村番<sup>上</sup>下<sup>人</sup>
- 一 正月餅七切并米 才十郎

- 一 鹿嶋様御師 御初尾十二銅
- 一 御嶽山御師 御初尾  
近來御初尾五合余、御狗拝借料・冬廻り引替米壹升、  
夏廻り小麥壹升奉差上候  
天保七申年正月吉日 控
- 一 大山御師 夏廻り小麥  
冬廻り米
- 一 富士山御師 右向断
- 一 江之嶋御師 右向断
- 一 喜教院 右向断
- 一 嶽名山御師 冬廻り米
- 一 等寛院<sup>(徳)</sup>作初尾 夏大麥貳升  
冬穀 貳升
- 十一月
- 一 御日待 白米壹升・百文・御備  
天保十年亥十二月出シ
- 一 玄米壹升 等寛院  
正月七日祭仕度、天保七年申十二月集玄米五合
- 一 冬穀貳升 笹原仕切  
夏大麥壹升  
是ハ大麥貳升、又ハ壹升五合、多分貳升相遣し申候、  
本の定めハ高持貳升、高無者ハ壹升と相定候様聞伝へ  
申候
- 一 二月十五日、釈迦如来御ねはん
- 一 三月上巳
- 一 四月八日、釈迦如来御たん生
- 一 木綿餅とて、木綿まきてこしらへ申候
- 一 五月端午
- 一 六月浅間様御祭、平村神主参り候
- 一 七月七夕節句
- 一 盆 仏祭 十三日仕度御膳上ケ  
十四日だんご・そば等上ル  
十五日おはぎ・うんどん  
十四日施粥<sup>(魂)</sup>、十四日・十五日高日三度ッ、御膳  
を上ル
- 一 八月十五夜  
月見だんご 教十五并ニいも味噌汁にてこしら  
へ奉上也  
柿御神酒奉差上候
- 一 九月十三夜  
だんご教十三 いも相添上ル也、是ハ湯にてゆで  
て奉上也、柿御神酒右同断
- 一 九月十四日、赤城神社祭礼、権現様と替り番  
天保十年亥九月十四日、<sup>(木カ)</sup>東村当番
- 一 九月祭米 玄米壹升 外なけ餅米  
権現様之番にハ、かくら代壹軒分廿四文出し
- 一 惠美壽講 正月廿日  
十月廿日  
御膳有等奉上也
- 一 十一月御日待等致し、祝ひ申候、其時そば切・餅又  
ハ赤飯致し申候
- 一 十二月すゝはき むかしハ十三日にすゝとり致し  
候、父新左衛門代ニハ十二月之月に入、天氣能節すゝ  
とりいたし、十三日先例通り祝ひ申候、大根・いも・  
だんご味噌汁にてこしらへ、祝ひ候先例なり  
(旧山根家文書) 一 天保九年 村年中記帳 川崎市  
市民ミュージアム所蔵)

※日待  
夜  
明  
身まきの御  
行

# (2) 綱下の松の由来と騒動

(三輪修三著「多摩川」吃家園「有隣社」より)

## 「綱下松」参詣

自然堤防のさきにひろがる河原と多摩川、対岸は緑の屏風のように連なる丘陵、その一角、宿河原の丘陵に松の巨木があった。人々が群集しはじめる天保二年(一八三二)には、もう枯れてしまい、黒々とした樹幹と幾重にも重なる枝々が、はるかにシルエットとなって望まれた。丘の上の巨木は、雨にうたれるときは尊厳な姿に、烈風が驟るときは大きな枝々がゆれて恐しげに見えたであろう。

この松は、昔から「綱下松」あるいは「下げ綱松」と呼ばれ、土地の人々に親しまれていた。すでに元禄十年(一六九七)十二月の「宿河原村御水帳」にも「さけつな耕地」の地名がみえている。その由来は、多摩川が氾濫して行く手を遮ったとき、稲毛重成がこの松に綱をかけ源頼朝の軍勢を渡したとも、秀吉が小田原出陣の際、上杉方の兵がこの松に綱をかけて丘陵を下りたとも伝えられている。前に述べた中世の防衛線にふさわしい伝承である。

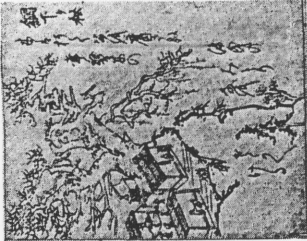
あるとき、この枯松に霊験があるとのうわさが立つ。突然、江戸市中から人々が群集し、祭りのようににぎわいとなった。松の周囲には、雑貨や菓子張りの茶屋ができ、玉川八景の絵図や綱下松縁起、うちわなどが売られた。

井伊家領を預った大場家の代官日記をみると、天保三年(一八三二)五月二十七日に初めて下げ綱松のことがみえる。

この度ご他領玉川むかい宿河原村高台、下げ綱と申にこれある松の古木、いにしえより綱下げ松と唱候よし、右の松二箇年いぜんより枯木にあいなり候ところ、このせつ右枯木霊験これある趣にてご府内より貴賤老若諸侯方ならびに奥方等までも参詣おびたしく、日々に多人数にあいなり候て、前代米圃の珍事にあいみえ申し候。

とあり、さらに井伊家領下の村々百姓から、参詣者相手のかけ茶屋渡世願いが出ていると記している。人々は愚かれたように多摩川へ、そして松のある宿河原の高台へと詣でたのである。

枯松への参詣が始まったのは、天保二年(一八三二)十月頃のことであり、歳を越して三年春になると、陽気にさそわれてか四月、五月、六月と訪れる者は日を追って増え、このため「枯松よりご府内までは日々市場のごとく」というありさまであった。江戸の武士階は馬を一〇疋、二〇疋と連れね、庶民は三々五々と連れだつて訪れる。そこで三軒茶屋には、府内から



二〇組をこえる祝屋が集まり、借屋住いで人々を送り迎えし、やがて綱下松にあやかって一儲けしようというわけか、往来筋にあたる等々力村の堀口靈神塚、奈村の鎮守杉、上作延村のしばられ松なども、霊験を喧伝して参を呼び、コース入りをするといい次第であった。

当初、代官所は宿河原村からの届け出に対し、火の用心のため茶屋は枯松から十間以上離し、日除葺簀張りとし、大構えの普請は認めないという方針であった。しかし、利潤があるとなると、次第に店構えも本格化して「獨立造り天井葺屋根太造りの普請茶屋」に姿貌し、その数も枯松から多摩川まで八四軒に達した。やがては「しゃくとり女」も登場するというありさまで、さらに茶屋の間には妻から細工や植木を商う露店商も出た。一方、多摩川へ至る勢田・用賀村あたりにも茶屋が出来、枯松への最短コースである宇奈根の作場渡しの河原一帯にも茶屋が並び、酒・水菓子も売られた。

## 旅芝屋興行

こうした状況のなか、河原を舞台に旅芝屋が興行された。

幕府はただちにその中止を命じ、関東取締出役河野啓助は、川崎宿へ関係者を召集しきびしく尋問した。その結果、平尾村(現稲埴市)の若者衆が、隣村栗木村の越石山の太木を売り、その金で芝屋を呼んだことが明らかとなったが、これには原町田村が旅芸人を止宿させるなど、上麻生・三輪・片平・岡上・奈良など、小野路村を寄場とする組合村々の関与が判明した。このため興行した村々の名主年寄は再度小野路村に呼び出され、「急度お叱り」を言い渡された。若者衆等は勘定奉行の命で捕縛され取り調べのうえ婦村を赦されたが、入年による衰弱で三名が死亡している。

組合村は文政改革の際、治安維持のため幕府によって編成されたものであるが、この事件は村々が御制禁と知りつつこの組織を利用して金儲けをはかったのであり、幕府のねらいを逆手にとつたものといえた。

関東取締出役は、この一件を契機に河原での茶店取り締りの徹底をはかり、六月十五日渡口村へ代官・手代等が出役し、八四軒の茶店撤去を命じた。しかし、対岸井伊家領の参詣路にあたる

村筋の茶屋はそのままであったため、撤去した八四軒のうち三二軒の者が、「実に病風・片輪・あるいは極々困窮のもの」であるとして、渡世のため再建を願い出たが許されず、翌天保四年(一八三三)末には枯松そのものも伐採され、綱下松参詣問題は終焉をみた(以上志村家文書、「大場代官日記」外)。

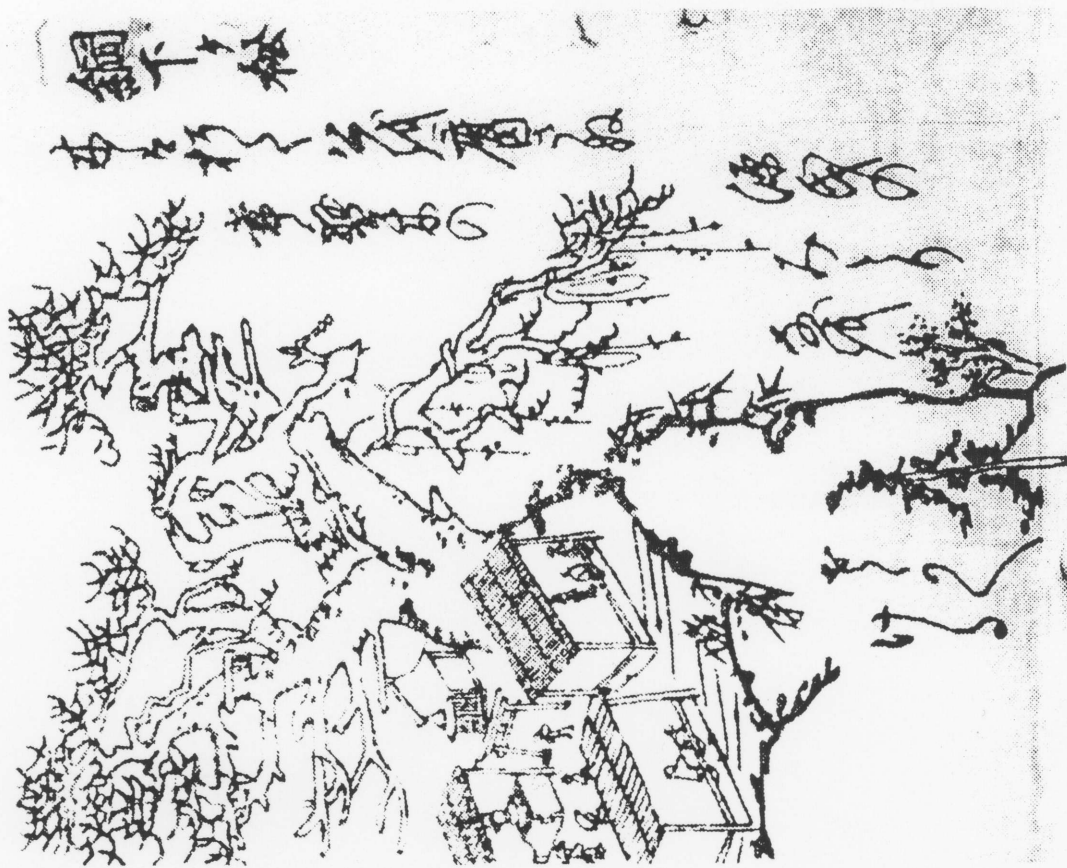
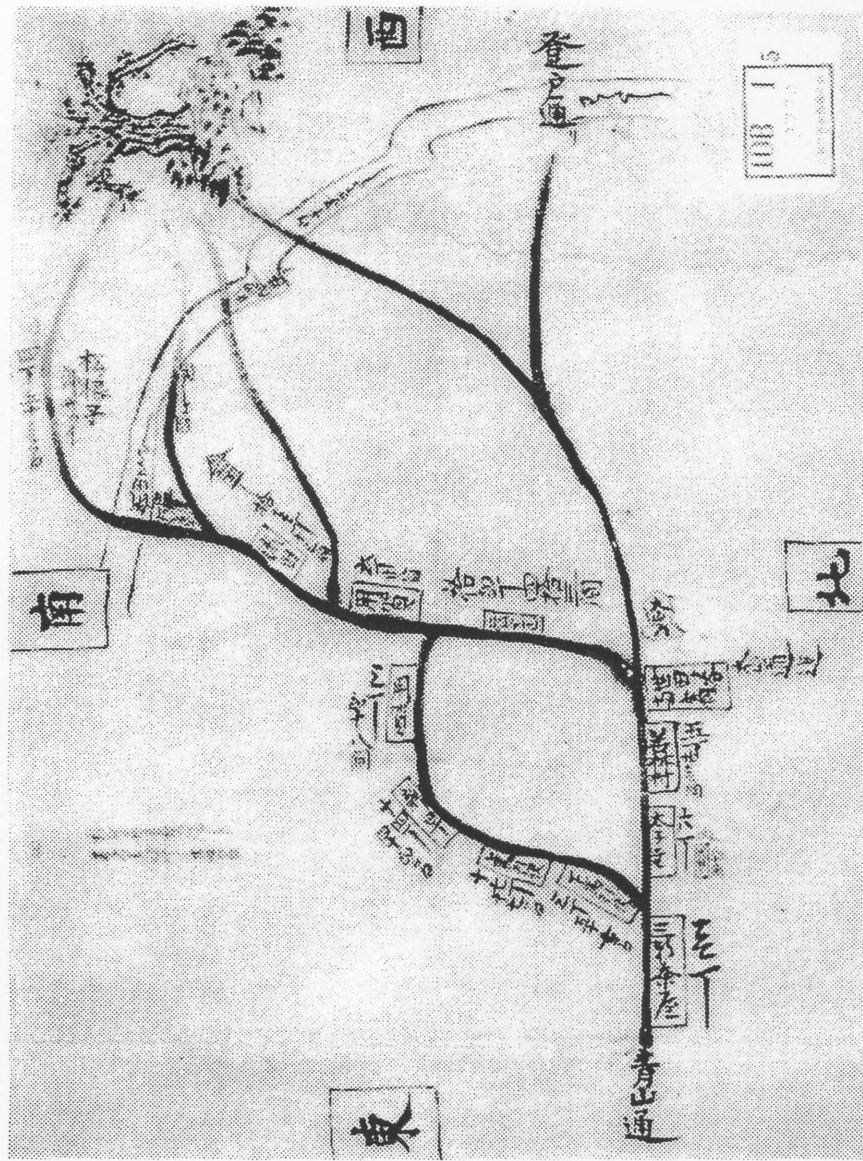


写真65 宿河原網下ヶ松八景図  
川崎市立中原図書館蔵



「網下ヶ松案内図」(東京都世田谷区立郷土資料館蔵)  
江戸からも大勢の参詣者を集めた霊木「網下ヶ松」

276 武州稲毛宿河原村綱下ヶ松縁記 (不版)

〔表紙〕此書ハ古木末層と并此神木如何様なる靈現より參詣群集すといふ里村の人民の真正を伝へしむるの書也

武州稲毛  
宿河原村 綱下ヶ松縁記

又ハ參詣の君子歩行方角によりて道順扶徳有り故ニ

道法里丁教順道近道を爰に案内ス、初ての參詣依之て同行し給へ

抑武さしの国玉川の切り稲毛宿河原村綱下ヶ松の由来を尋奉るに、同所上菅生村升形山と申ハ古しへ稲毛三郎重成が城あと也、鎌倉頼朝公珍客のせつ玉川引舟にて重成がたちニ入給ふ、此所ニ御舟を引よせ松の杭を打て綱を下ケて御座舟をつなく、此杭おのつから枝葉生ひてみどりの色をなす、依て綱下ヶ松の名あり、又頼朝公此辺をひろへせ給ひ、此杭の本に御座所をかまへ遠見し給ふゆへに遠座の名ありと里村につたへたり、稲毛三名の松の第一木也、来迎の松と云ハ頼朝公より鉢うへにて重成にたまへりし松と云、其後広福寺出火のせつくわんおん此松に飛給ふゆへ其後より来迎の松と名づく、此松あるゆへ地名も又松本升形山と云々、又上作延村松あり、人々咳の心願にて七五三繩をかけり、是ハ紀州の高野ひぢりのはか印也といつとふる、此松枝は紀州のかたへなびき

てかた枝也、右三名の松のあらましを印ス、綱下ヶ松の靈現あらたかなる事、つたへきくに此むら百姓何某ハ姓名ずさ、いとまづしきまゝに田地なども年々にうりて残れる田地もなく、此山に少しの地所あれ共木竹も切つくし、此綱下ヶ松由緒書有ゆへうらざれとも卯年のしもがれ少しく差つかへたる事ありしゆへ、せんすべなかれバ此松四、五年あとよりかれけるゆへ、是をきりて薪にうらんと思ふより、ある日かれ枝の大きなるを切てもちかへりしが、其後よりねつの如くわつらひくるしみ、□ぱりしていふやう、我ハ松の靈也、汝此松を切事なかれ、此まゝに置べし、汝がひんきうも天命つきたれ六日頃正直天道ニかなひて幸あらん、又諸人願事あらバ心をこめていのらわれかなへん、是をつげんが為に人体をかりて汝にしめすといふてうちふしぬ、かるがゆへニ隣家の人々ふしぎの靈門なるをおそれ、又ハとふとみしが、たれいふともなく願がけする人々其利益あらたなる事人のしるところなり、年ふりたる古木なればかゝるためしも有ぬへし、めでたく

▼日本橋ヨリ赤坂御門・青山・北沢・三軒茶や・せながや・二子わたし・みぞの口宿・宿がへら常盤木大権現、江戸ヨリ五リヨ

(東京都立中央図書館加賀文庫所蔵)

〈参考資料〉

- 川崎市史通史編 2 近世
- 川崎市史資料編 2 近世
- 多摩川と境界、風景

三輪修三著 有隣社

(有隣堂書店刊 九〇六円)

- 川市の歴史五十三話

三輪修三著

(有隣堂書店刊 一四五円)